

議第116号

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月27日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防関係手数料条例の一部を改正する条例
京都市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。
別表第4(10)の項中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条
の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

提案理由

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく完成検査に係る手数料について、低廉な額を適用する施設に高圧ガス保安法に基づき認定高度保安実施者が完成検査を行った施設を追加する必要があるので提案する。